

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
困ったときはお気軽に相談してください
問い合わせ 市民相談センター 藤田 ☎(23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、一人で悩まずに、まずは相談してください。

「相談1」劇場型の利殖商法

突然、証券会社の社員を名乗る男性から「あなたの名前でA社の株を1千万円購入した」と電話があった。

「あなたは選ばれた人で株を買う権利がある。自分が買いたいが買えないので申し込んだ」などと言われたが、おかしい話だと思ひ取り合わなかった。

その10分後にA社から「申し込みを受け付けた。明日証券を送る」と連絡があり、びつくりして契約していいことを伝えると、証券会社にキャンセルの連絡をする必要があるという。慌てて証券会社に電話したところ、「キャンセル料を払ってもらおう。明日自宅まで取りに行く」と言われた。本当に自宅まで来てしまったらと思うと怖くてたまらない。

■相談員からのアドバイス
複数の業者が登場して、消費者に未公開株などを購入させる「買え買え詐欺」の手法。勝手に自分

の名義で株などを購入され、代金を支払うよう強く言われたり、キャンセル料を請求されるケースがあります。「断ると裁判になる」「家を差し押さえる」などと脅されて、怖くて数百万円を業者に支払ってしまった、というケースもあります。一度お金を支払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなるなど、取り戻すことは困難です。

「相談2」オリンピックを悪用した詐欺トラブル

知らない業者から電話で「オリンピック関連企業への投資のパンフレットが全国5000人限定で送付される。届いたら権利を譲ってほしい」と言われた。譲ってくれたら、東京オリンピックの入場券をプレゼントするという。

■相談員からのアドバイス
2020年の開催決定に伴い、東京オリンピックに関連した詐欺的トラブルの相談が寄せられています。悪質業者は、話題になってくる出来事を悪用して近づいてきます。今後もこれらのトラブルはさらに増えることが考えられます。十分注意することが大切です。

税金

納付期限内の納付にご協力を
「あなたの税金が市を支えています」
問い合わせ 納税課 原口 ☎(23) 0022

皆さんの税金は、教育や福祉、道路河川、防災、環境などさまざまな分野で使われ、安心して暮らせるまちを支える大切な財源です。

■市税の納付期限と納付方法

納付期限は税金の種類ごとに定められ、納期日は納期月の末日になります。(12月は28日、月末が土日祭日の場合は次の平日)
納付方法は事前に登録した口座から納期限に自動引き落としする「口座振替」と、指定金融機関窓口などで直接納付書で納める「現金納付」の2つです。

口座振替を利用される場合は、市納税課や相良窓口課、市内の指定金融機関窓口にて納付書の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座の届出印を押印して、事前にお申し込みください。

■納付が困難な場合は早めに相談

納付期限までに納付がなかった場合は、督促状や催告状で納付を促しています。事情により納められない場合には、そのまま放置せず、必ず納税課まで相談してください。相談では、現在の収入状況や生活の様子などを聞き、今後

の納付計画を立てるなど納付の助けをしています。

■滞納をそのままにしていると

督促、催告などに応じない、常に滞り、収入に依じた納税をせずに少額納付を繰り返すなどの場合は、税の公平性を保つため、預貯金や給与、生命保険などの財産調査を行います。差し押さえなどの滞納処分をします。差し押さえられた財産は、換価して滞納分に充当されます。

■市税の種類と納付期限(年間)

5月	軽自動車税 全期 固定資産税 1期	10月	市県民税 3期 国民健康保険税 4期
6月	市県民税 1期	11月	国民健康保険税 5期
7月	固定資産税 2期 国民健康保険税 1期	12月	固定資産税 3期 国民健康保険税 6期
8月	市県民税 2期 国民健康保険税 2期	1月	市県民税 4期 国民健康保険税 7期
9月	国民健康保険税 3期	2月	固定資産税 4期 国民健康保険税 8期

景観

あなただけしか知らない優れた景観を教えてください
第4回まきのらはら景観写真を募集します
問い合わせ 都市計画課 植田 ☎(53) 2633

市内には、美しい自然景観や伝統を感じる歴史景観などが豊富にあります。景観への意識や関心を高めることを目的に、第4回まきのらはら景観コンクールを開催します。市内にある四季折々の景観写真をお待ちしています。

応募テーマ 市内の自然景観や都市景観、歴史景観など。
募集方法 両庁舎や市内の公共施設にある応募用紙に、必要事項を記入の上、A4サイズまたは4つ切サイズにプリントした作品と共に郵送または持参し、提出。
募集期間 8月1日(金)～11月28日(金) *当日消印有効。
注意事項
・応募は1人3点まで。
・平成25年12月1日以降に撮影した、未発表の作品に限ります。
・受賞者には写真の電子データまたはネガ・ポジフィルムを提出していただきます。
・応募作品の著作権は主催者に帰属します。
・応募作品や書類は返却しません。
・合成画像や画像処理された作品は失格とします。
・詳細は両庁舎や公共施設にある募集チラシを確認ください。
受賞
景観賞 1点、準景観賞 3点以内。
*副賞として、賞状と記念品が進呈されます。
*入賞作品は、平成27年1月末ごろに申込者に通知します。また、ホームページへの掲載や市内公共施設での募集作品の展示会を行う予定です。
応募先 まきのらはら景観写真事務局(都市計画課)
〒421-0592 牧之原市相良275番地

給付

子育て世帯臨時特例給付金
申請の受付を開始しました
問い合わせ 子ども子育て課 松井 ☎(23) 0092

消費税の引き上げによる子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な措置として、対象世帯に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。市では7月1日から申請受付を開始しています。

■子育て世帯臨時特例給付金の申請手続きなど

支給対象者	次のどちらの要件も満たす人 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満
対象児童	支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象である児童 ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護の受給者となっている児童は除く
支給額	対象児童1人につき1万円
申請先	平成26年1月1日において住民登録がされている市町村
申請期間	7月1日(火)から9月30日(火)
申請方法	送付された申請書と必要書類を返信用封筒に入れ、郵送にて申請(原則)
提出書類	臨時特例給付金申請書、本人確認書類、受取口座が確認できる書類 児童手当の振込口座を指定する場合、確認書類は不要
支給日	申請日(市役所の受付印が押された日)の翌月末に指定口座に入金されます。